

「環境会計ガイドライン 2005 年版（公開草案）」に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

環境省では、平成 16 年 9 月に設置した「環境会計ガイドライン改訂検討会」においてとりまとめられた「環境会計ガイドライン 2005 年版（公開草案）」について、平成 16 年 11 月 22 日から平成 16 年 12 月 22 日までの間、これに対する国民の皆様からの意見募集を実施しました。寄せられたご意見の概要及び意見に対する考え方については、以下のとおりです。

（１）意見提出者数及びその概要

- ・意見提出者数：14 名
- ・意見提出者の内訳：事業者：8 名
監査法人等：3 名
学識者等：3 名

- ・意見総数：62 件

・項目別意見件数

全般	:	2 件
1. 環境会計とは	:	14 件
2. 環境会計の基本事項	:	2 件
3. 環境保全コスト	:	8 件
4. 環境保全効果	:	9 件
5. 環境保全対策に伴う経済効果	:	5 件
6. 連結環境会計の取扱い	:	7 件
7. 環境会計情報の開示	:	0 件
8. 内部管理のための活用について	:	3 件
9. 環境会計の数値を用いた分析のための指標	:	0 件
10. 環境会計の開示様式と内部管理表	:	5 件
その他の意見	:	7 件

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
全般		今後、中小規模の企業等が活用しやすい、よりコンパクトで実務的なガイドラインも整備すべき。	各企業等の取組の熟度等に応じて段階的に取り組んでいけばよいことをQ & Aで補足します。
全般		本ガイドラインの対象が企業に向けられている印象がある。行政や公共の団体向けにもガイドラインを整備すべき。	本ガイドラインは、企業のみならず公益法人や地方公共団体等も対象としています。
p.2	1.1 環境会計の定義	本ガイドラインとは別に、家庭でも利用できるような簡単なものも用意すべき。	本ガイドラインでは特定の業種や家庭を対象にしていなかったため、原案のとおりとすることが適切と考えます。
p.2	1.1 環境会計の定義	解説やQ & Aの中で環境保全の具体例をもっと手厚く記載すべき。	環境保全コストの具体例について、Q & Aで補足します。
p.2 p.60～62	1.1 環境会計の定義	10.3以降で環境会計の応用のための各種付表として、環境資産、環境負債、製品外アウトプットなどについて触れられており、ガイドライン冒頭に示された環境会計の定義を超える内容が含まれる可能性が出てきたため、将来的には環境会計の定義の拡張も検討すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.2	1.1 環境会計の定義	環境保全効果の経済価値を評価するための方法について、金額換算を試みる企業が増加している現状を踏まえ、記述を拡大すべき。	ご指摘の動向については認識しており、具体例についてQ & Aで補足します。
p.4 p.7 p.11	1.2 環境会計の機能と役割	「企業」との表現を「事業主体」等に修正し、企業だけでなく、幅広い事業主体を対象とした記述に修正すべき。（他2件）	本ガイドラインは、企業のみならず公益法人や地方公共団体等も対象として想定して、「企業等」と表現しています。
p.4～5	1.2 環境会計の機能と役割	外部環境会計に取り組むメリットや意義を具体的に示すべき。	外部環境会計に取り組むメリットや意義について、Q & Aで補足します。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
p.4～5	1.2 環境会計の 機能と役割	「解説3」において、企業内外の情報利 用者と利用目的（意思決定目的）につい て、図表も用いて整理すべき。	利用者と利用目的はすべて確立したも のではないため、原案のとおりとす ることが適当と考えます。
p.6～8	1.3 環境会計の 一般的要件	一連の一般的要件は、最も重視すべき順 に並べるべき。	明確な優劣はないため、原案のとおりと することが適当と考えます。
p.6	1.3 環境会計の 一般的要件 (2) 信頼性	信頼性確保の手段の一つとしての第三 者による保証の付与の有効性につい ても記載すべき。	本ガイドラインは環境手法に関するも のであり、運用に関する部分につい ては、今後の実務・研究の進展に対応して 検討して参ります。
p.7	1.3 環境会計の 一般的要件 (3) 明瞭性(理 解容易性)	「(3)明瞭性(理解容易性)」は、比較可 能性や検討可能性のように「理解可能 性」に修正し、用語の統一を図るべき。	理解容易性は「わかりやすさ」という意 味であり、原案のとおりとすることが適 当と考えます。
p.7～8 p.23	1.3 環境会計の 一般的要件 (4) 比較可能性	比較可能性を追求するのであれば、コス トの按分基準などの統一したルールを 示すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討 して参ります。
p.10	1.4 環境会計の 構成要素	私的コスト、外部費用、社会的コストな ど各種のコストの概念を踏まえた環境 会計の定義を見直すべき。	1.4において、本ガイドラインでは、企業 等が環境保全のために負担したコスト (私的コスト)を取り扱うこととしてお り、原案のとおりとすることが適当と考 えます。
p.11	2.2 対象期間と 集計範囲 (2) 集計範囲	企業集団の記述と連結環境会計の取り 扱いとの関連性を明記すべき。	ご指摘を踏まえて修正します。
p.11～12	2.2 対象期間と 集計範囲 (2) 集計範囲	子会社・関連会社の範囲を明記すべき。	【解説15】において、関係会社の範囲を 示しており、原案のとおりとすることが 適当と考えます。
p.13	3.1 環境保全コ ストの範囲 (2) 投資額及び 費用額	費用額に減価償却費が必ず含まれるよ うな記述を修正すべき。	今回の改訂において、原則として費用額 に減価償却費が含まれることとしてい るため、原案のとおりとします。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
p.14	3.2.1 事業活動 に応じた分類 (1) - 1 公害防止コスト	ガイドラインは幅広い事業主体を対象 としているので、製造業を想定したとさ れる記述は修正すべき。	ご指摘を踏まえ修正します。
p.14 ~ 21	3.2.1 事業活動 に応じた分類	製品の小型・軽量化に関する環境保全効 果について解説とQ & Aにおいて記載 すべき。	製品の小型・軽量化に関する環境保全効 果について、Q & Aで補足します。
p.15	3.2.1 事業活動 に応じた分類 (1) - 3 資源循環コスト	廃棄物処理コストは、環境保全コストの 枠組みとは別にすべき。	廃棄物の処理は環境負荷の抑制につな がるため、原案のとおりとすることが適 当と考えます。 なお、必要に応じて、附属明細表など を活用して、廃棄物処理コストを区別し て把握することは望ましいと考えます。
p.20	3.2.1 事業活動 に応じた分類 (4) 研究開発コ スト	研究開発コストの区分を、環境負荷抑制 のための研究を自社内と自社外とで区 分すべき。	必要に応じて、附属明細表などを活用し て把握することもできるため、原案のと おりとすることが適切と考えます。
p.20	3.2.1 事業活動 に応じた分類 (5) 社会活動コ スト	「解説31 社会活動コストの範囲」にお いて、社会活動コストとすべきでない事 例については、どの環境保全コスト分類 に該当するか明記すべき。	3.1において、環境保全コストに該当す るかどうかの判断は、目的基準による としており、原案のとおりとすることが 適切と考えます。
p.22	3.2.2 環境保全 コストの性格に 応じたその他の 分類	環境保全コストの性格に応じた分類と 事業活動に応じた分類の関係をわかり やすく記載すべき。(他1件)	【解説33】において、環境保全コストの 正確に応じた分類と事業活動に応じた 分類との関係を示しており、原案のと おりとします。 なお、10.3(1)に示した表を用いること も望ましいと考えます。
p.28	4.1 環境保全効 果の分類	土壌汚染対策に関する引当金を計上す る指針が必要である。	環境保全コストの計上は財務会計上の 基準に準拠したものであり、環境会計 のみに適用される指針は示さないこと としています。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
p.30	4.2 環境保全効果の算定方法	環境保全効果は基準年と当該年の環境負荷量の差として算定するとあるが、負荷量との差では必ずしも取組みによる効果は算定できないため、見直すべき。	ご指摘を踏まえて修正します。 なお、取組による効果のみを正確に抽出することは実務上困難であることから、4.2において、「・・・実施した環境保全活動の効果とみな」すこととしています。
p.30	4.2 環境保全効果の算定方法	【解説45】基準期間との事業活動量調整比較による方法にある、「このため、算定結果は企業等の環境負荷の全体的な変動と併せて評価される必要があります。」を分かり易く表現すべき。	ご指摘を踏まえてわかりやすい記述に修正します。
p.30	4.2 環境保全効果の算定方法	当該事業者以外から供給されたエネルギー（電気・熱）の使用削減による環境負荷の算定方法についても解説すべき。（他1件）	ご指摘を踏まえ修正します。 なお、算定方法については、環境パフォーマンス指標ガイドラインによることとしています。
p.30	4.2 環境保全効果の算定方法	原単位による環境保全効果の記述が可能であることを明記すべき。（他1件）	4.2において、環境保全効果は、環境負荷の総量により算定することを原則とすることを示しており、原案のとおりとすることが適当と考えます。 なお、原単位を用いて算定することを妨げるものではありません。
p.30	4.2 環境保全効果の算定方法	環境負荷の総量の差を「単純に算定します。」という表現は、それ以外には方法がないとの誤解を招く恐れがあるため削除すべき。	ご指摘を踏まえ修正します。
p.30	4.2 環境保全効果の算定方法	環境負荷総量の増減という結果情報にとどまらず、その原因分析も可能となる情報を拡充していくべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.32	5.1.1実質的效果 (1) 収益	「生産工程で発生した廃棄物や・・・」とは、製造業のみを想定したと誤解を招く恐れがあるため修正すべき。	ご指摘を踏まえ修正します。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
p.33 ~ 34	5.1.2推定的効果	推定的効果については、各社の恣意的な前提に基づいて計算されており、誤解を招く恐れがあるため、さらに研究が進んでから記載すべき。（他1件）	5.1.2において、推定的効果は、主に内部利用が想定され、実質的效果に比べて推定的要素が多分に含まれており、慎重に取り扱う旨記載しており、原案のとおりとすることが適当と考えます。
p.34	5.2 環境保全対策に伴う経済効果の算定方法	環境保全対策に伴う経済効果の算定方法について事例も含めて記載を充実させるべき。	環境保全対策に伴う経済効果については、現状を踏まえた概念の整理を行っており、算定方法については、今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.35	5.3 環境保全効果の経済価値を評価する方法	「会計」というからには、環境保全効果（内部経済効果、外部経済効果）についても、コスト同様、貨幣単位で表現すべき。	貨幣単位に換算する手法が、実務上広範囲に使用される段階には達していないため、原案のとおりとすることが適当と考えます。
p.36 ~	6 .連結環境会計の取扱い	6以降、外部公表と内部管理が錯綜しているような構成を見直すべき。	特に不明瞭とは思われないため、原案のとおりとします。
p.36	6.1 連結環境会計の必要性	実質支配力がおよばないサプライチェーンにまで集計範囲を拡大するような記述は修正すべき。	2.2(2)の集計範囲において、サプライチェーンを含めることとはしていないため、原案のとおりとすることが適当と考えます。
p.36	6.2 連結の範囲	連結の範囲について、定量的な判断基準（具体的な算定式）を解説として追加すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.37	6.3 連結環境会計の集計	子会社や関連会社の環境会計情報を集計する際の考え方について記載を充実すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.37	6.3 連結環境会計の集計	集計する際の二重計上の考え方について記載を充実すべき。（他1件）	ご指摘を踏まえ、二重計上の考え方について、Q & Aで補足します。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
p.37	6.3 連結環境会計の集計	連結環境会計に関連して、グループ内での二重計上の取り扱いだけでなく、グループを越えた二重計上の取り扱いについても、基本的な考え方を示すべき。	ご指摘を踏まえ、二重計上の考え方について、Q & Aで補足します。
p.42	8 .内部管理のための活用について	今後、内部的にも外部利用の面でもより詳しい環境会計情報活用の手引きを示していくべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.42	8.2 内部管理を主目的とした手法の開発	戦略的コスト、維持的コストについて、内部管理のためのコスト分類の一例として記載すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.42	8.2 内部管理を主目的とした手法の開発	内部管理のために環境会計予算を一例として記載すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
p.47 ~ 62	10 .環境会計の開示様式と内部管理表	今回の改訂で外部公表のための開示様式に複数の附属明細表が追加されたことは、環境会計情報のより多様な分析を可能とし、情報利用者の利便性を高めるものとして望ましい方向といえる。また環境保全効果の表現方法においても基準期間及び当期の環境負荷総量を示して、その差額を算出する形式を採用されたことは、環境会計情報を正しく理解する上でより有用な情報を提供するものといえる。これらの方向は、当協会（日本公認会計士協会）の提言とも合致するものであり、強く支持する。	今後も、関係諸機関との連携を深めて、普及に努めて参ります。
p.47 ~ 51	10 .環境会計の開示様式と内部管理表	開示様式の充実は望ましい方向性だが、本表と附属明細表、及び附属明細表と附属明細表の間の関係をより分かりやすく説明すべき。	ご指摘を踏まえ修正します。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
p.49	10 環境会計の 開示様式と内部 管理表	附属明細表 の脚注コメントにおいて、推定的効果については、各社の恣意的な前提に基づいて計算されており、誤解を招く恐れがあるため、さらに研究が進んでから記載すべき。	ご指摘を踏まえ修正します。
p.60	10.3 環境会計 の応用のための 各種付表	「(1)環境保全対策分野別及び環境行動計画体系別の付表の例」の2つ目の表において、環境保全効果に目標値が設けられているのと同様に、環境保全コストにも予算額の欄を追加すべき。	様々な手法があり、当該付表に予算の追加記載を妨げるものではないため、原案のとおりとします。
p.60	10.3 環境会計 の応用のための 各種付表	「(2)環境資産に関する付表の例」において、環境保全効果や経済効果も考慮すべき。	当該付表は、環境資産の状況について整理する表であるため、原案のとおりとします。
なし	その他の意見	F S C 認証のついた製品を購入する場合のコスト区分は管理活動コストか社会活動コストか。	目的基準により判断すべきものと考えます。
なし	その他の意見	「環境保全効果」の説明において、エネルギー量や負荷排出量が効果として定義されているが、単なる負荷量は、環境保全効果とは異なる。	本ガイドラインでは、基準期間と当期との環境負荷量の差を環境保全効果とみなしています。
なし	その他の意見	「推定的効果は仮定的な計算に基づいて推計される経済効果」とあるが、「推定」という言葉は、確率的なニュアンスを含む本来の用語と矛盾している。	矛盾しているとは考えられないので、原案のとおりとします。
なし	その他の意見	我が国の環境会計の考え方と諸外国の環境会計との相違点を記載すべき。	10.3において紹介していますので、原案のとおりとします。 なお、諸外国の環境会計との関係については諸外国の動向を踏まえつつ、引き続き検討して参ります。

公開草案 該当ページ	該当箇所	意見内容	対応
なし	その他の意見	原材料を海外に求める場合は、炭素の輸入につながるという考え方も反映させるべき。	ガイドラインでは個別の取引ごとの考え方を示すものではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
なし	その他の意見	排出量取引はすでに現実的なものとなっており、何らかの形で環境会計における取り扱いを示すべき。	排出量取引等について、Q & Aで補足します。 なお、環境会計と排出量取引等の関係については、今後の実務・研究の進展に対応して検討して参ります。
なし	その他の意見	環境会計システムにおけるストック（環境資産と環境負債）とのリンケージ作業の段階に入っているのではないか。	今後の検討の参考とさせていただきます。